

【第3号議案】会費値上げ(案)承認の件

正会員会費の値上げについて(案)

近年における当会の会員数は、会員の高齢化や産業構造の変化に伴う廃業により減少を続けている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活環境が一変し、景気の先行きも見通せない状況の中、会の事業活動においても制限を余儀なくされている。

かかる状況の中、簡易保険団体取扱い手数料収入が令和2年から無くなり、支出削減及び債権の回収などの経営努力により、かろうじて会運営を維持している。

しかし一方では、記帳にかかる負担の軽減、青色申告特別控除の活用による節税などを目的に、会計ソフトの利用者が年々増加しており、特に、新規入会キャンペーンによる入会者のうち、約9割の方々が会計ソフトの利用を目的に入会されている。そうした需要の増大に伴い、確定申告期等における指導相談に十分に対応してゆくには、現在の事務局の人員体制では不可能な状況にあり、早急に改善を図る必要がある。

今後、会の最も重要な事業である記帳指導、税務相談等の維持・継続及びさらなる発展に必要な人件費の捻出を行うと同時に、財政基盤の安定を図るため、会計ソフト「ブルーリターンA」の利用推進を継続し、当会の魅力をさらに増大させる諸事業を積極的に推進することを目的に、下記の通り正会員会費の値上げを行うこととする。また、これに伴い会費規定を別紙のとおり改定する。

記

1. 正会員会費の値上げ

正会員の年会費を、12,000円から15,000円に値上げし、令和3年度会費から適用する。

〔参考1〕 正会員数及び正会員会費収入実績の推移

年 度	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
会員数(4/1日)	1,993	1,796	1,695	1,604	1,575	1,561	1,525	1,493
入会者数	43	59	55	81	68	54	75	75
脱会者数	240	160	146	110	82	90	107	104
増 減	△197	△101	△91	△29	△14	△36	△32	△29
増減率	-9.9%	-5.6%	-5.4%	-1.8%	-0.9%	-2.3%	-2.1%	-1.9%

〔参考2〕 収支差額金額の推移

(金額) 千円

年 度	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
会費収入	22,576	21,204	20,184	19,664	19,116	18,842	18,608	18,288
簡易保険収入	1,323	857	626	389	217	118	64	0
事業収入	5,918	5,935	6,057	5,870	6,374	6,368	7,979	8,702
収入合計	29,817	27,997	26,867	25,924	25,707	25,329	26,651	26,990
前年比		93.9%	96.0%	96.5%	99.2%	98.5%	105.2%	101.3%
支出合計	28,096	28,193	27,725	27,206	27,619	26,975	27,783	25,889
前年比		100.3%	98.3%	98.1%	101.5%	97.7%	103.4%	93.2%
収支差額	1,721	△196	△857	△1,282	△1,911	△1,648	△1,131	1,096
備 考	会費値上							給付金含む

以上

会費規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人四日市青色申告会（以下「本会」という。）の定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| (1) 正会員入会金 | 2,000円 | |
| (2) 正会員会費 | 年額 15,000円 | |
| 賛助会員会費 | 1口 2,000円 | 但し、法人及び団体は2口以上 |

(入会金及び納期)

第3条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出すると同時に、入会金を納入しなければならない。

(会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度、本会の指定する期日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の入会金、会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の入会金及び当該事業年度の会費は、第2条の額と同額とする。

- 2 前項の入会金及び会費の納入は、入会申込書が本会に到着し、正会員及び賛助会員になったと同時に納付しなければならない。

(規則の変更)

第6条 この規定は、総会の決議によって変更することができる。

附則

1. 本規定制定日 平成23年9月1日
2. 本規定は、改定日が属する事業年度初日に遡り適用する。
(改定日) 平成25年5月28日
(改定日) 令和3年5月24日